

広島県告示第七百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十一年八月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年八月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道吉田丸門田線	三原市久井町吉田字大下五番三地先から 三原市久井町吉田字大谷一四四〇番二地先まで	平成二十一年八月十三日